

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣府関係（第一条）

第二章 総務省関係（第二条―第四条）

第三章 厚生労働省関係（第五条・第六条）

第四章 農林水産省関係（第七条）

第五章 国土交通省関係（第八条―第十条）

附則

第一章 内閣府関係

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「当該市町村の長」を「市町村長」に改める。

第四十三条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同

条第四項から第六項までを削る。

第四十四条第二項を削る。

第七十七条第一項第二号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

## 第二章 総務省関係

### (公職選挙法の一部改正)

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の四第四項中「第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないうことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の」を「次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 参議院（選挙区選出）議員の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、

第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となること

ができない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

二 都道府県の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項又は第三項に規定する住所に  
関する要件を満たす者であること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二  
百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることがで  
きない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

三 市町村の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項に規定する住所に関する要件を  
満たす者であること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の  
二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができない者でな  
いことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

四 地方公共団体の長の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第  
二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができない者でないことを  
当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

(公害紛争処理法の一部改正)

第三条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「都道府県知事は、毎年」を「毎年又は一年を超え三年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第四条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)」を  
「第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行  
第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例(第六十七条の八

に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)  
に改める。

・第六十七条の九)

第二十一条第一号中「こと」の下に「及び当該試験研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと」を加える。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(土地等の貸付け)

第四十二条の三 地方独立行政法人(第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。)は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該業務の質の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該地方独立行政法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

第六章の三の次に次の一章を加える。

第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例

(出資の認可)

第六十七条の八 地方独立行政法人で第二十一条第一号に掲げる業務を行うもの(次条において「試験研究地方独立行政法人」という。)は、同号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(株式又は新株予約権の取得及び保有)

第六十七条の九 試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下この項において「成果活用事業者」という。）に對し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たって、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 試験研究地方独立行政法人は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

第二百二十三条第一項中「第三項ただし書及び第四項」の下に「、第四十二条の三」を、「第五十五条」の下に「、第六十七条の八」を加える。

### 第三章 厚生労働省関係

#### （児童福祉法の一部改正）

第五条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項中「その者」を「又は里親（次条第三号に掲げる者を除く。）その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第六条 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二中「、第三十二条第二項」を削り、「被保護者に対して交付する保護金品」の下に、「第三十二条第二項の規定により被保護者若しくはその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）」を、「その他の被保護者」の下に「（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第五十四条の二第二項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、同条第三項中「上欄」を「第一欄」に、「下欄」を「第三欄」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係

る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

第五十五条の三第二号から第四号までの規定中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改める。

第七十三条第三号中「次号、第七十五条第一項第二号及び第七十八条第三項において」を「以下」に改める。

第七十八条の二の次に次の一条を加える。

（返還額等の収納の委託）

第七十八条の三 第六十三条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額（以下この項において「返還額」という。）又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額（第七十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。）の収

納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

2 保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

3 就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところ

により、私人に委託することができる。

第八十四条の四第一項及び第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改める。

別表第二中

同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十一条

第二項、第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービス事業の廃止があつたとき、同法第七十二条第二項、第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域  
密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法  
第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二  
第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同  
法第七十八条の十二において読み替えて準用する  
同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十  
二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき  
。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域  
密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法  
第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二に  
おいて読み替えて準用する同法第七十一条第二項  
の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指

定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十二条第二項の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失

われたとき。

同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二

第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。

同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条

<p>の二第二項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第二項の規定により同法第四十条の二第二項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十条第二項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第二項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。</p>
---	---

を

<p>同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第百十三条第二項の規定による介護医療院の廃止があつたとき、同法第百十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第百七条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第百八条第一項の規定により同法第百七条第一項の許可の効力が失われたとき。</p>
--	---

同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護  
予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第  
百十五條の九第一項若しくは第百十五條の三十五  
第六項の規定による同法第五十三條第一項本文の  
指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條  
の十一において読み替えて準用する同法第七十條  
の二第一項の規定により同法第五十三條第一項本  
文の指定の効力が失われたとき。

同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護  
予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第  
百十五條の九第一項、同法第百十五條の十一にお  
いて読み替えて準用する同法第七十一條第二項若  
しくは同法第百十五條の三十五第六項の規定によ

る同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあったとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十二条第二項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあったとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しく

は第七十二条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第百十五条の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の二十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第

<p>一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の三十一において準用する同法第七十條の二第一項の規定により同法第五十八條第一項の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第百十五條の四十五の九の規定による同法第百十五條の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の四十五の六第一項の規定により同法第百十五條の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十五條第二項の規定による指定居宅サービス事業の廃止があつたとき、同法第七十七條第一項若しくは第百十五條の三十五第六項の規定による同法第四十一條第一項本文の指定の取消し</p>
		<p>同法第七十七條第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定による同法第四十一條第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>があつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>
<p>同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>
<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条</p>	<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二</p>
<p>の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法</p>	<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停</p>	

<p>第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二      第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同      法第七十八条の十五第三項（同条第五項において      準用する場合を含む。）の規定により同法第四十      二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき      。</p>	<p>止があつたとき。</p>
<p>同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護      支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条      第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定      の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二      第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定      の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六      条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があ      つたとき。</p>
<p>同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条</p>	<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条</p>

<p>の二第二項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第二項の規定により同法第四十条の二第二項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第二項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。</p>
<p>の二第二項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。</p>
<p>同法第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第百七条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護  予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第  百十五条の九第一項若しくは第百十五条の三十五  第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の  指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条  の十一において読み替えて準用する同法第七十条  の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本  文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十  五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文  の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき  。</p>
<p>同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護  予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第  百十五条の九第一項若しくは同法第百十五条の三  十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本  文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十</p>	<p>同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十  五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文  の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき  。</p>

<p>           五条の十一において読み替えて準用する同法第七            十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定            により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が            失われたとき。         </p>	
<p>           同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護            予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第            百十五条の九第一項若しくは同法第百十五条の三            十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本            文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十            五条の十一において読み替えて準用する同法第七            十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定            により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が            失われたとき。         </p>	<p>           同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十            五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文            の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき            。         </p>

<p>同法第百十五條の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五條の十九の規定による同法第百十四條の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の二十一において準用する同法第七十條の二第一項の規定により同法第百十四條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第百十五條の十九の規定による同法第五十四條の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
<p>同法第百十五條の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五條の二十九の規定による同法第五十八條第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の三十一において準用する同法第七十條の</p>	<p>同法第百十五條の二十九の規定による同法第五十八條第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>二第一項の規定により同法第五十八条第一項の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の四十五の六第一項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。</p>
	<p>同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

に改める。

別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同表都道府県の項中「及び第五十四条の二第四項」を「及び第五十四条の二第五項」に、「第五十四条の二第六項」に、「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改める。

第四章 農林水産省関係

(森林法の一部改正)

第七条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の四第二項中「手続」の下に「又は第八十八条第二項の実地調査その他の前項各号に掲げる事項を把握するための調査」を加える。

第五章 国土交通省関係

(軌道法の一部改正)

第八条 軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」ト謂フ）ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下第二十五条ヲ除キ同ジ）」を加える。

第二十五条第一項中「都道府県知事」の下に「又ハ指定都市ノ長」を加える。

第二十六条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ同法第二十一条中「鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）」トアルハ「軌道

の抵当に関する法律（明治四十二年法律第二十八号）」ト、同法第二十五条第三項中「、第一項」トアルハ、「軌道法第十六条第一項」ト、「業務」トアルハ「事業又は運転」ト、「が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつた」トアルハ「に關し公益上必要がある」ト、「又は第一項」トアルハ「又は同項」ト、同法第五十五条第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内のみにある場合にあつては、当該指定都市の長。次条において同じ。）」ト、同法第五十六条第一項及第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事」ト、同法第五十六条の二中「第五十五条第一項」トアルハ「軌道法第十三条」トス

第二十七条ノ二中「表示していた」を「表示していた」に、「表示し、又は公表していた」を「表示し、又は公表していた」に改める。

第二十七条ノ三を第二十七条ノ四とし、第二十七条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十七条ノ三 一ノ都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ指定都市ノ区域内ノミニ在ル軌道ニ付其ノ敷設スル地ガ当該指定都市ノ区域ト当該区域外ノ当該指定都市ヲ包括スル都道府県ノ区域トニ跨ル

コトトナリタル場合ニ於テハ其ノ変更ノ際現ニ効力ヲ有スル当該指定都市ノ長が行ヒタル認可等ノ処分  
其ノ他ノ行為（以下本条ニ於テ「処分等ノ行為」ト謂フ）又ハ現ニ当該指定都市ノ長ニ為サレタル認可  
ノ申請其ノ他ノ行為（以下本条ニ於テ「申請等ノ行為」ト謂フ）ハ其ノ変更以降ニ於テハ当該都道府県  
ノ知事が行ヒタル処分等ノ行為又ハ当該都道府県ノ知事ニ為サレタル申請等ノ行為ト看做ス  
第三十四条中「都道府県」の下に「又ハ指定都市」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削  
る。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第九条 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五号中「第二十条第一項第四号」を「第二十条第四号」に改め、同条第六号中「第二十条第  
一項第一号」を「第二十条第一号」に改める。

第十七条第一項及び第十八条中「、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して」を削る。

第十九条第二項を削る。

第二十条第一項第二号中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「前条」に

、「同項各号」を「同条各号」に改め、同条第二項を削る。

第五十三条中「、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項第一号」及び「第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、」を削る。

第五十五条中「第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、」を削る。

第六十一条中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第十条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項後段を削る。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五

条及び第十六条の規定 公布の日

二 第六条の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 令和二年十月一日

三 第五条の規定 令和三年四月一日

四 第八条の規定並びに附則第五条及び第七条（地方自治法別表第一軌道法（大正十年法律第七十六号）の項の改正規定に限る。）の規定 令和四年四月一日

（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第四十三条第一項に規定する地域型保育事業所をいう。以下この条において同じ。）について他市町村確認（地域型保育事業所の所在地の市町村以外の市町村の長による確認（同法第二十九条第一項の確認をいう。第一号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）を受けている場合には、当該他市町村確認は、次の各号に掲げる当該地域型保育事業所の区分に応じ、当該各号に定める日に、その効力を失う。

一 所在市町村確認（地域型保育事業所の所在地の市町村の長による確認をいう。以下この条において同

じ。)を受けている地域型保育事業所 この法律の施行の日(以下この条から附則第四条までにおいて「施行日」という。)

二 所在市町村確認を受けていない地域型保育事業所 施行日から起算して三月を経過した日

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる地域型保育事業所について同号に定める日前に所在市町村確認がされたときは、当該地域型保育事業所に係る他市町村確認は、当該所在市町村確認がされた日に、その効力を失う。

3 第一項第二号に掲げる地域型保育事業所が受けている他市町村確認の効力については、同号に定める日(前項の場合にあつては、同項に規定する所在市町村確認がされた日)の前日までの間、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された地方公共団体の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

(地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 地方公共団体は、施行日前においても、地方独立行政法人法第七条又は第八条第二項の規定により、その議会の議決を経て、第四条の規定による改正後の同法第二十一条第一号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に同号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に同号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(軌道法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号施行日」という。)前に第八条の規定による改正前の軌道法(以下この条において「旧軌道法」という。)の規定により都道府県知事がした認可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧軌道法の規定により都道府県知事に対してされている認可の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第四号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」と

いう。)の長となるものは、第四号施行日以後における第八条の規定による改正後の軌道法(以下この条において「新軌道法」という。)の適用については、新軌道法の相当規定により指定都市の長がした処分等の行為又は指定都市の長に対してされた申請等の行為とみなす。

2 第四号施行日前に旧軌道法の規定により都道府県知事に対し、帳簿の提出その他の手続をしなければならぬ事項で、第四号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新軌道法の相当規定により指定都市の長に対して帳簿の提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新軌道法の規定を適用する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一軌道法(大正十年法律第七十六号)の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の項第一号中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同項第二号中「及び第五十四条の二第四項」を「及び第五十四条の二第五項」に、「第五十四条の二第五項」を「第五十四条の二第六項」に、「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同表不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百五十二号）の項中「第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、」を削る。

（文化財保護法の一部改正）

第八条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の八第一項中「第四百四十三条第三項、」を削る。

第四百四十三条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第二十八条第一項

二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十三条の三第一項

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百七の項中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。

別表第五第二十七号中「同法第十七条第一項、第十八条若しくは第十九条第二項の經由、」を削る。

（環境影響評価法の一部改正）

第十一条 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二条第三項中「第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項又は」を削り、「適用される場合」を「適用される同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合）」に、「北海道開発局長）又は都道府県知事（」を「北海道開発局長。」に改める。

第四十五条第二項中「から第四項まで（」を「及び第二項（これらの規定を）」に、「含み、同法第十九条第三項にあつては同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含み、」を「含む。」

）若しくは同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される」に改め、「にあつては同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含み、同法第十九条第四項にあつては同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を削る。

（不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第十二条 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号中「第二十条第一項第四号」を「第二十条第四号」に改め、同条第七号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一号」に改める。

第十七条第一項及び第十八条中「、その住所地为管轄する都道府県知事を経由して」を削る。

第十九条第二項を削る。

第二十条第一項中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「前条」に、「同項各号の一」を「同条各号のいずれか」に改め、同条第二項を削る。

(地域再生法の一部改正)

第十三条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二十四第六項中「第十七条の三十六第十一項」を「第十七条の三十六第十項」に改め、同条第十項中「第十七条の三十六第十五項」を「第十七条の三十六第十四項」に改め、同条第十一項中「第七条の三十六第十六項」を「第十七条の三十六第十五項」に改め、同条第十四項中「第十七条の三十六第十九項」を「第十七条の三十六第十八項」に改め、同条第十五項中「第十七条の三十六第二十項」を「第十七条の三十六第十九項」に改め、同条第十七項中「第十七条の三十六第二十一項」を「第十七条の三十六第二十項」に改める。

第十七条の三十六中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第

十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、同条第十八項中「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十九項を第十八項とし、第二十項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条の三十七中「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十二項」に、「第十七条の三十六第二十二項」を「第十七条の三十六第二十一項」に改める。

第十七条の三十八中「第十七条の三十六第二十二項」を「第十七条の三十六第二十一項」に改める。

第十七条の三十九、第十七条の四十第一項及び第十七条の四十一中「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改める。

第十七条の四十二中「第十七条の三十六第十一項から第十四項まで及び第十六項から第十八項まで」を「第十七条の三十六第十項から第十三項まで及び第十五項から第十七項まで」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改める。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第十四条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第五十条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十五条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を「次項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第十六条 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第七号中「次条第三項第十二号」を「次条第三項第十一号」に改める。

第十二条第一項ただし書中「第三項第十一号」を「第三項第十号」に改め、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を「次項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

改正案	現行
<p>（地域型保育給付費の支給）</p> <p>第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、<u>市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）</u>から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>（特定地域型保育事業者の確認）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>（削る）</p> <p>2  市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育</p>	<p>（地域型保育給付費の支給）</p> <p>第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>（特定地域型保育事業者の確認）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2  前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。</p> <p>3  市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保</p>

を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(削る)

(削る)

育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子ども保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る地域型保育事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき 当該確認がされた時

二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時

<p>(削る)</p> <p>(特定地域型保育事業者の確認の変更)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(市町村等における合議制の機関)</p> <p>第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、<u>第四十三条第二項</u>に規定する事項を処理すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>25 (略)</p>	<p>6   所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。</p> <p>(特定地域型保育事業者の確認の変更)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2   前条第四項から第六項までの規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>(市町村等における合議制の機関)</p> <p>第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、<u>第四十三条第三項</u>に規定する事項を処理すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>25 (略)</p>
---	---

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次地方分権一括法）の概要

令和2年6月3日成立  
令和2年6月10日公布

## 第10次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

## 改正内容(抜粋)

### 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し(子ども・子育て支援法一部改正)

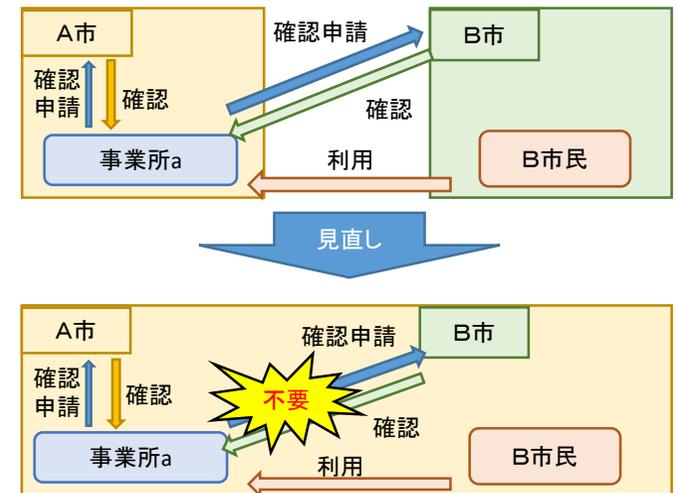
- 定員20名未満かつ2歳児までの受入れを基本とする地域型保育事業を広域利用する場合の事業所所在市町村以外の市町村(B市)の長による「確認」※を不要とする。

※地域型保育給付費等の支給に当たっては、市町村の長が給付費の支給に係る事業を行う者を事業所ごとに「確認」することとされている。

※上記「確認」の効力を、確認を行った市町村の長がその長たる市町村に居住する者にのみ限定していた子ども・子育て支援法の規定（第43条第2項等）を削除。

- これにより、事業者にとっては事業所所在市町村(A市)の長からのみ「確認」を受けることで足りることとなり、事務負担の軽減に資する。

施行日：公布の日から起算して三月を経過した日



## 政令第二百六十一号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「第二十一条第二項第二号、第二十二條の三第二項第二号」を「第二十条第二項第二号、第二十二條の二第二項第二号」に改め、同項第三号中「第二十一条第二項第四号及び第二十二條の三第二項第四号」を「第二十条第二項第四号及び第二十二條の二第二項第四号」に改める。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二條を第二十一条とし、第二十二條の二を第二十二條とし、第二十二條の三を第二十二條の二とする。

## 附 則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表  
 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十条第二項の政令で定める者等）                      第十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一 その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人（次のイからハまでに掲げる者に限る。第二十条第二項第二号、第二十二條の二第二項第二号及び附則第十一条第二項第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。）が、法第四十条第一項の規定により法第二十七條第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）である者 当該確認の取消しの日</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予</p>	<p>（法第四十条第二項の政令で定める者等）                      第十八条（略）</p> <p>2 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七條第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人（次のイからハまでに掲げる者に限る。第二十一条第二項第二号、第二十二條の三第二項第二号及び附則第十一条第二項第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。）が、法第四十条第一項の規定により法第二十七條第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）である者 当該確認の取消しの日</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予</p>

定日（当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七條第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長（特別区の区長を含む。第二十条第二項第四号及び第二十二條の第二項第四号において同じ。）がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第十一条第二項第四号において同じ。）までの間に、法第三十六條の規定により法第二十七條第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

四・五（略）

（削る）

第十九條（略）

第二十條（略）

定日（当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七條第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長（特別区の区長を含む。第二十一条第二項第四号及び第二十二條の第三項第四号において同じ。）がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第十一条第二項第四号において同じ。）までの間に、法第三十六條の規定により法第二十七條第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

四・五（略）

（特定地域型保育事業者の確認の変更に関する技術的読替え）

第十九條 法第四十四条第二項の規定により法第四十三条第四項から第六項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項及び第五項	確認	確認の変更
第六項	確認の	確認の変更の

第二十條（略）

第二十一條（略）

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

第二十二条の二 (略)

第二十二条 (略)

第二十二条の二 (略)

第二十二条の三 (略)

## ○内閣府令第六十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年九月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(特定地域型保育事業者の確認の申請等)</p> <p>第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">「一〇十八 略」</p> <p>(特定地域型保育事業者の確認の変更の申請)</p> <p>第四十条 法第四十四条の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">「一〇六 略」</p> <p>(令第二十条第一項の内閣府令で定める者)</p> <p>第四十二条 令第二十条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長等が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定地域型保育事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(特定地域型保育事業者の確認の申請等)</p> <p>第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長(同項の規定に基づき確認を受けようとする地域型保育事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。)の長から確認を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。)に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">「一〇十八 同上」</p> <p>(特定地域型保育事業者の確認の変更の申請)</p> <p>第四十条 法第四十四条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">「一〇六 同上」</p> <p>(令第二十一条第一項の内閣府令で定める者)</p> <p>第四十二条 令第二十一条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長等が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定地域型保育事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定</p>

地域型保育事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

(聴聞決定予定日の通知)

第四十三条 令第二十条第二項第四号の規定による通知をするときは、法第五十条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

地域型保育事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

(聴聞決定予定日の通知)

第四十三条 令第二十一条第二項第四号の規定による通知をするときは、法第五十条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

内閣府  
○文部科学省令第一号  
厚生労働省

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する

命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科  
内閣  
厚生労働省

府  
学省令第二号）の一部を次のように改正する。

## 働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(法附則第二項の主務省令で定める基準)</p> <p>第三条 法附則第二項の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する市町村であること。</p> <p>イ 前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。以下この号において単に「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る子どもであつて特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。</p> <p>〔(1)〕(4) 略</p> <p>ロ 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(法附則第二項の主務省令で定める基準)</p> <p>第三条 法附則第二項の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する市町村であること。</p> <p>イ 前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。以下この号において単に「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る子どもであつて特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。</p> <p>〔(1)〕(4) 同上</p> <p>ロ 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百五十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、児童福祉法施行規則及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法施行規則及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

第三十六条の三十六の五 法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。)  
における特定教育・保育施設(同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下この条において「市町村計画」という。))に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七条の五において同じ。)及び特定地域型保育事業(同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下この条及び第三十七条の五において同じ。)(事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。)に係る利用定員の総数(当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この条において「申請事業開始年度」という。))に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数(申請事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合とする。

改正前

第三十六条の三十六の五 法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。)  
における特定教育・保育施設(同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下この条において「市町村計画」という。))に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七条の五において同じ。)及び特定地域型保育事業(同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下この条及び第三十七条の五において同じ。)(事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。)に係る利用定員の総数(当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この条において「申請事業開始年度」という。))に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数(申請事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合とする。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部改正）

第二条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。</p> <p>イ 前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。（4）において「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であつて特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。</p> <p>（1）（4）（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。</p> <p>イ 前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。（4）において「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であつて特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。</p> <p>（1）（4）（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p>

## 附 則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

## ○内閣府告示第百六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）の一部を次のように改正することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和二年九月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に傍線を付したものを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項</p> <p>一 「略」</p> <p>二 子ども・子育て支援に当たつての関係者の連携及び協働</p> <p>1 「略」</p> <p>2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働</p> <p>「第一段落～第三段落 略」</p> <p>「下記段落を削る。」</p> <p>「第五段落 略」</p> <p>「3～5 略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 子ども・子育て支援に当たつての関係者の連携及び協働</p> <p>1 「同上」</p> <p>2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働</p> <p>「第一段落～第三段落 同上」</p> <p>また、住民が近隣の市町村に所在する地域型保育事業を利用する場合において、当該住民が居住する市町村が当該地域型保育事業を行う者の確認を行う際には、法第四十三条第四項の規定により、当該地域型保育事業を行う事業所が所在する市町村の事前の同意又は当該同意を要しない旨の市町村間の同意が必要である。市町村は、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、当該地域型保育事業を行う者が所在する市町村と連携を図り、迅速にこれらの同意が行われるように努めること。特に、市町村域を超えた地域型保育事業の利用が明らかなる場合及び複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業については留意が必要である。</p> <p>「第五段落 同上」</p> <p>「3～5 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

府政共生第859号  
26文科初第651号  
雇児発0910第2号  
平成26年9月10日

[最終改正] 府子本第904号  
2文科初第837号  
子発0910第4号  
令和2年9月10日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
各指定都市・中核市市長  
各指定都市・中核市教育委員会

殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
武川光夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
安藤よし子

（印影印刷）

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・  
保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育

給付の支給に係る認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととしますので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 用語の意義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- 1 法 子ども・子育て支援法
- 2 令 子ども・子育て支援法施行令
- 3 規則 子ども・子育て支援法施行規則
- 4 運営基準 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
- 5 保育の必要性 小学校就学前子どもについて、保護者の労働又は疾病その他の規則第1条の5各号に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること
- 6 教育標準時間認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 7 1号認定子ども 教育標準時間認定を受けた小学校就学前子ども
- 8 2号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 9 2号認定子ども 2号認定を受けた小学校就学前子ども
- 10 3号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 11 3号認定子ども 3号認定を受けた小学校就学前子ども
- 12 保育標準時間認定 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分により行われるもの
- 13 保育短時間認定 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分により行われるもの
- 14 保育所等 2号認定子ども又は3号認定子どもが利用する保育所、認定こども園

## 又は地域型保育事業

### 第2 子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等に係る事務

#### 1 保育の必要性に係る事由（法第19条第1項第2号及び第3号、規則第1条の5）

##### （1）趣旨

ア 保育の必要性に係る事由として、従前の「保育に欠ける事由」（児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第300号）による改正前の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条）に加え、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、昼間以外の就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練及び育児休業取得時の継続利用を明記したこと。

イ また、近年の児童を取り巻く環境等に着目し、児童虐待のおそれがあると認められること及び配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められること（以下「虐待又はDVのおそれがあること」という。）についても、保育の必要性に係る事由として追加したこと。

ウ 従前の「保育に欠ける事由」として規定していた「同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合」については、保育の必要性に係る事由としては規定せず、市町村が保育所等に係る優先的な利用を判断する際の考慮要素としたこと。具体的には、いわゆる「調整指数」（市町村が保育所等の利用について調整を行うため、保育所等の利用の優先度等に応じて定める指数をいう。以下同じ。）を減点するなどの方法が考えられる。また、その際、高齢や要介護など、当該同居の親族その他の者の心身の状況を併せて考慮することもできること。

##### （2）留意事項

ア 規則第1条の5第1号（就労）

（ア）いわゆるフルタイム就労のほか、パートタイム就労、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象とするものであること。

（イ）就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とするものであること。

（ウ）就労時間については、1か月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることを要件としている。

これは、保育必要量の認定（以下の3参照）が、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分に分けて行うこととされたことに伴い、保育短時間認定における就労時間の範囲の設定に関する次の考え方を踏まえたものであること。

- ・ 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子ども

もの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。

- ・ 保育の必要性の認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、取れん・一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイム就労のほか、パートタイム就労などすべての就労形態に対応していくことを基本とする。
- ・ 保育短時間認定に当たっては、その対象として主にパートタイム就労を想定していることから、フルタイム就労よりも時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。
- ・ その際には、多様な就労形態に対応する観点や、各市町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定する。具体的には、フルタイム就労者は
  - ① 1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること
  - ② 1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であることを踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定する。
- ・ その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

イ 規則第1条の5第4号（同居の親族の介護又は看護）

当該子どもの兄弟姉妹が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、介護又は看護を必要とするような場合についても対象とするものであること。

ウ 規則第1条の5第9号（育児休業取得時の継続利用）

（ア）保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していただ子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用を可能とすることとしたものであること。なお、休業開始前に認定こども園を利用していただ2号認定子どもについては、当該認定こども園の1号認定子どもに係る利用定員に空きがある場合は、教育標準時間認定へ変更したとしても、当該認定こども園を継続して利用することが可能であるため、そのような取扱いとすることも考えられること。

（イ）育児休業取得前に保育所等を利用している場合で、（ア）に該当しないため、一旦保育所等を退所し、育児休業からの復帰に伴い、再度保育所等を利用することを希望する場合は、優先利用（以下の7参照）の枠組みの中で対応すること。

エ その他の事項

(ア) インターンシップの取扱い

インターンシップについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、「就労（規則第1条の5第1号）」、「求職活動（同条第6号）」等に該当するものとして認定を考慮するほか、一時預かり事業により対応するといった柔軟な対応をとること。

(イ) ボランティア活動の取扱い

ボランティア活動については、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、一時預かり事業で対応するほか、「災害復旧（規則第1条の5第5号）」又は「市町村が認める事由（同条第10号）」に該当するものとして認定を考慮するといった柔軟な対応をとること。

2 教育・保育給付認定の申請及び支給認定証の交付（法第20条、規則第2条、第5条、第6条）

(1) 教育・保育給付認定手続に関する基本的考え方

ア 法に基づく給付を受けて特定教育・保育を受けるためには、保護者は、法第20条第1項の規定による認定を受けるほか、特定教育・保育施設の利用申込み等の手続を行う必要がある。

このことについて、市町村及び保護者の事務負担軽減や従来の幼稚園における園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定を希望する場合には、令和元年9月以前の幼稚園就園奨励費の事務も参考に、保護者が入園予定の施設（認定こども園及び幼稚園）を通じて、市町村に認定の申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とすること。（規則第2条第3項、第5条）

ただし、入園予定の施設の内定が得られていない、年度途中で転居したなど、入園予定の施設が決まっていない場合等においては、保護者が市町村に直接認定の申請を行うことも考えられること。

イ 上記アの場合において、保護者が施設に願書を提出した時点（入園申込みを行った時点）では、入園予定の施設が1つに特定されないことから、入園内定が得られた時点以降に、当該施設を通じて上記アの手続を行うことが考えられること。

ウ アと同様、事務負担軽減等の観点から、市町村が定めるところにより、保護者が保育標準時間認定又は保育短時間認定を希望する場合には、施設（認定こども園及び保育所）又は特定地域型保育事業者を通じて、市町村に認定の申請を行い、支給認定証の交付を受けることができること。（規則第2条第4項、第5条）

エ 保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上の子どもについて、保護者が幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）と保育所又は認定こども園（2号認定に係る利用定員に限る。）の利用申込みを併願する場合には、当該子どもは2号認定を受けることとなる。この場合において、当該幼稚園又は認定こども園については、上記アと同様に事前に認定を受けることなく施設に直接利用申込みを行うが、認定の申請は当該幼稚園又は認定こども園経由では行わないこととし、それと並行して、当該保育所又は認定こども園について、2号認定の申請及び当該保育所又は認定こども園の利用申込みを市町村（上記ウ

の取扱いをする市町村にあっては、当該保育所又は認定こども園）に行って、2号認定を受けた上で利用調整を受ける取扱いとすること。

オ エの場合において、2号認定を受けた子どもが最終的に幼稚園に入園することとなった場合、教育課程に基づく教育時間が特例施設型給付の対象となり、それ以外の日時の利用に対しては、一時預かり事業の活用により適切に対応することが可能であるとともに、転園の意思がないときは、2号認定を教育標準時間認定へ変更することも考えられること。2号認定を受けた子どもが最終的に認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）に入園することとなった場合、特例施設型給付の仕組みの適用はなく、入園までに教育・保育給付認定を教育標準時間認定へ変更するとともに、教育課程に基づく教育時間以外の日時の利用に対しては、一時預かり事業の活用により適切に対応すること。

3号認定を受けて地域型保育事業を利用していた子どもが満3歳に達したことにより2号認定を受け、最終的に幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）に入園することとなった場合についても、それぞれ同様に対応すること。

カ 特定教育・保育施設には該当しない国立大学附属幼稚園や確認を受けない私立幼稚園や、地域子ども・子育て支援事業を利用する場合にあっては、教育・保育給付認定の申請は不要であること。

## （2）保護者の選択の尊重

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することを基本理念の1つとしている。保育の必要性の認定の対象となり得る子どもについても、幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保される必要がある。このため、保育の必要性に係る事由に該当する場合であっても、保育所等における保育の利用を保護者が希望しないときは、保育の必要性の認定の申請は不要であること。また、保育の利用を希望するか否かについては、兄弟姉妹によって異なることもあり得ること。保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上の子どもについては、教育標準時間認定を受けることも保育の必要性の認定を受けることも可能であり、特定教育・保育施設の種類や利用時間、教育・保育の内容、職員配置、設備等に関する情報を踏まえた保護者の選択が適切に行われるよう、情報提供や申請の援助を行うこと。

## （3）支給認定証の記載事項（規則第6条）

支給認定証には、教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日（規則第6条第1号）、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日（同条第2号）、保育の必要性に係る事由及び保育必要量（同条第5号）等同条各号に掲げる事項を記載することとされている。なお、利用者負担額については、毎年、市町村が市町村民税額等を確認の上、その階層区分ごとに定めることと

なるため、支給認定証とは別途、利用者負担額に関する事項を通知することとしている（規則第7条）。このため、支給認定証にはこれを記載しないようにすること。

(4) 保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときの通知（法第20条第5項）

法第20条第5項の規定による通知は、当該保護者が異議申立て等を行うことを妨げないよう、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整の状況等にかかわらず、できる限り速やかに行うよう努めること。

(5) 認定に関する処理期間（法第20条第6項）

法第20条第6項の規定により、同条第1項の認定の申請に対する処分は当該申請のあった日から30日以内にしなければならないとされているところ、同条第6項ただし書の「当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合」には、当該申請に係る保護者に処理見込期間及びその理由を通知し、これを延期することができるとされている。

この「特別な理由がある場合」には、当該申請に係る事務が特定の時期に集中し、審査に時間を要する場合が含まれるものであること。

この場合であっても、特定の者のみ処分時期を不合理に遅くするなど、申請者間の公平性を欠く対応としないよう留意することとし、申請者の希望入園時期を失することとならないよう適切な時期に認定すること。

また、当該理由の通知の方法については、各市町村の判断により、次のような方法とすることが考えられること。

- ① 当該申請を受理した際に、申請者に対し、一律に、「次年度4月の利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を通知する方法
- ② 申請に当たって、「次年度4月の利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を案内し、これに同意する保護者の意思を、認定の申請に併せて書面により確認する方法

3 保育必要量の認定（法第20条第3項、令第1条の2、規則第3条、第4条）

(1) 趣旨

ア 保育必要量の認定は、主に両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した保育標準時間認定と、主に両親の一方がフルタイムで就労し、他方がパートタイムで就労する場合又はいずれもがパートタイムで就労する場合を想定した保育短時間認定の2区分により行うこととしたこと。

これは、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などを考慮したものであること。

イ 保育必要量は、給付（委託費）の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況

等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものであり、施設・事業者においては、利用定員に応じ、その枠に対応した体制をとることとする。

この考え方に基づき、年間の日数の枠としては、新制度施行前における保育所の年間開所日数（約300日）と同様としたこと。（保育所の開所日数については、日曜日のほか、国民の祝日の日数を考慮し、約300日（1か月25日間）の開所を前提としている。）

- ウ 保育必要量と実際の保護者の利用時間並びに保育所等の開園する日数及び時間との関係については、新制度施行前における保育所の利用実態として、土曜日の保育所の利用は平日よりも大幅に少なく、平日において閉園時間よりも前に迎えに来る保護者も多いところであるが、新制度においても、実際の保育の利用の日数及び時間については、保護者の就労時間帯での保育の確保や子どもの育成上の配慮の観点から必要な範囲での利用を想定していることに留意すること。

## （2）留意事項

### ア 保育必要量に係る時間数

保育必要量に係る時間数については、「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分に応じて、次のとおりとすること。

- （ア）「保育標準時間認定」の保育必要量については、原則的な保育時間を8時間とした上で、休憩時間や通勤時間も考慮し、新制度施行前における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均275時間（最大292時間・最低212時間）とすること。

- （イ）「保育短時間認定」の保育必要量については、原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均200時間（最大212時間）とすることを基本とすること。

### イ 保育の必要性に係る事由が就労である場合における「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分

- （ア）保育の必要性に係る事由が就労（規則第1条の5第1号）である場合における保育必要量の認定は、就労時間を勘案して行うこととし、就労時間が1か月当たり120時間以上である場合には原則として保育標準時間認定と、就労時間が1か月当たり120時間未満である場合には原則として保育短時間認定とすること。

- （イ）就労時間が1か月当たり120時間以上である場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望するときは、市町村の判断により、保育短時間認定とすることもできること。

- （ウ）現に保育所を利用している者については、市町村は、法の施行後に保育短時間認定を受けると見込まれる者のうち市町村が定める要件に該当するものについて保育標準時間認定を行う等の適切な経過措置を講ずる必要があること。（6（2）参照）

### ウ 保育の必要性に係る事由が就労以外の事由である場合における「保育標準時間

## 認定」「保育短時間認定」の区分

(ア) 就労以外の事由については、例えば同居の親族を常時介護又は看護している場合（規則第1条の5第4号）であっても、付添いに必要な時間が人によって異なることが考えられることから、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けることを基本とすること。

ただし、妊娠・出産（同条第2号）、災害復旧（同条第5号）及び虐待又はDVのおそれがあること（同条第8号）といった事由については、一律に保育標準時間認定とすること。（規則第4条第1項）

(イ) 保護者の疾病・障害（規則第1条の5第3号）、求職活動（同条第6号）及び育児休業取得時の継続利用（同条第9号）といった事由については、市町村の判断により、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けないことができること。（規則第4条第2項）

## エ 延長保育事業との関係

通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う延長保育事業との関係については、新制度施行前の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理し、別途示すこととしていること。

## 4 教育・保育給付認定の有効期間（法第21条、規則第8条）

(1) 教育標準時間認定の有効期間は、その効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間としたこと。（規則第8条第1号）

(2) 2号認定及び3号認定（保育標準時間認定及び保育短時間認定）の有効期間は、満3歳以上の子どもに係る認定についてはその効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間、満3歳未満の子どもに係る認定についてはその効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間とし、保育の必要性の認定に係る事由に該当しなくなった場合は、その時点までとすることを基本としたこと。（規則第8条第2号から第13号まで）

なお、「求職活動」の事由に係る有効期間については、雇用保険制度に基づく失業等給付（基本手当）の給付日数が90日を基礎としていること（被保険者期間10年未満の者が倒産、解雇等以外の理由により離職した場合）を踏まえ、90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間としたものであること。（同条第4号及び第10号）

(3) 「求職活動」の事由に係る有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、再度認定することも可能であること。

## 5 現況届（法第22条、規則第9条）

現況届は、保育の必要性に係る事由に引き続き該当していることや利用者負担の切替えの要否を確認する観点から、1年に1回を基本に求めることとしたこと。

## 6 経過措置（規則附則第2条等）

## (1) 趣旨

法の施行により保育必要量の認定について保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分が設けられることに伴い、法の施行前に現に保育所を利用している者が、法の施行後に、保育所を退所し、又は保育所を利用することができる時間数が減少することにならないよう、経過措置として、現に保育所を利用することができる時間数を保障しながら、段階的に保育短時間認定を適用する等の措置を講ずることができるとしたこと。

## (2) 経過措置の内容及び留意事項

ア 法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、保育の必要性の認定に係る事由のうち「就労」（規則第1条の5第1号）について、1か月当たりの労働時間数を48時間から64時間までの範囲に限定せず、市町村が定めることができることとしたこと。（規則附則第2条）

イ アに掲げるもののほか、市町村は、現に保育所等を利用している者であって法の施行後にその保護者が保育短時間認定を受けると見込まれるものその他法の施行により不利益が生ずると見込まれる者については、当該者が引き続き従来どおり保育所等を利用することができるよう、適切な経過措置を講ずること。

その際、法の施行に伴い定められた「就労」の事由に係る1か月当たりの労働時間数の下限が、新制度施行前において定める労働時間数の下限より引き上げられた場合及び引き下げられた場合のいずれについても配慮すること。

ウ 経過措置の例として、保育短時間認定を受けると見込まれる者のうち市町村が必要と認めるものについては、保育標準時間認定を行うこととすることが考えられること。

エ 上記に掲げるもののほか、保育短時間認定を受けるに至らないと見込まれる短時間の就労者の保育の需要に対しては、一時預かり事業を柔軟に活用するなど、市町村の実情に応じた適切な対応を行うこと。

## 7 優先利用

### (1) 趣旨

新制度施行前において、特に保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している市町村においては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、独自に「調整指数」を定めるとともに、ひとり親家庭等の一定の要件に該当する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等に利用させる取扱い（以下「優先利用」という。）を行っている事例が見られた。

新制度の施行に伴い、市町村は、保育の必要性の認定を行うこととされたほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定により、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う（利用調整）等とされた。

これらを踏まえ、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものであること。

なお、本通知に定めるもののほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に関し必要な事項については、別途示すこととしていること。

## (2) 優先利用に関する基本的考え方

ア 待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とすること。

その際、優先的な受入れが実際に行われるよう、地域における受入体制を確認し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していくことが必要となること。

イ 虐待又はDVのおそれがあること（規則第1条の5第8号）に該当する場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第24条第5項に基づく措置制度も併せて活用すること。

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

### ① ひとり親家庭

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく配慮義務がある。

### ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）

### ③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合

### ④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく配慮義務がある。また、家庭での養育が困難又は適当でない児童についても、児童福祉法に基づき、必要な措置を講じる義務がある。

※ 社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む。

### ⑤ 子どもが障害を有する場合

※ 例えば、障害児保育を実施している保育所については、障害児が優先的に利用できるようにする必要性が高いため。

### ⑥ 育児休業を終了した場合

（例）

- ・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合
- ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合
- ・ 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合

⑦ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄姉が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。）について同一の保育所等の利用を希望する場合

⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※ 運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項各号に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。

この「必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。

※ 運営基準第42条第4項の規定により、同条第1項第3号に規定する連携施設を不要とする場合は、市町村において、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を適切に講じること。

⑨ その他市町村が定める事由

※ このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。

※ また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

※ 併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

## 8 保育の必要性の認定に関する子ども・子育て会議の意見

保育の必要性の認定に関しては、平成26年1月15日に開催された子ども・子育て会議の場において、別添のとおり、「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」が、同会議の意見としてまとめられたところである。

このため、保育の必要性の認定の運用に当たっては、当該意見に十分留意し、適切な措置を講ずるようお願いしたいこと。

## 第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係る事務

### 1 特定教育・保育施設の確認

(1) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条）

ア 利用定員に関する基本的考え方

利用定員は、教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者からの申請に基づき市町村長が法第31条又は第43条の規定による確認を行う際に、定めるものである。

利用定員は、認可定員（教育・保育施設の設置に当たり認可若しくは認定され、又はその後の変更につき適正な手続を経た定員のことをいい、幼稚園については学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第1項第5号の收容定員、保育所については児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第13条第2項第6号に掲げる利用定員、幼保連携型認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第16条第4号の利用定員、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第4条第1項第3号の利用定員と第4号の利用定員（満3歳以上の者に係るものに限る。）を合計したものの。以下同じ。）に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があるが、具体的な人数設定に関し、全国一律の基準を設けるものではないこと。

利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要がある。このため、市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要があること。

なお、利用定員を認可定員に一致させるよう設定した場合に、当該地域における利用定員の総数（供給）が必要利用定員総数（需要）を上回ることが考えられるが、この場合において、必要利用定員総数（需要）に応じて利用定員の総数（供給）を減少させることを求める趣旨ではないこと。

イ 幼稚園並びに幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の取扱い

（ア）幼稚園については、現行の取扱いを踏まえ、最低利用定員を設けないこととしたこと。

（イ）幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については、施設全体で利用定員を20人以上に設定すること。

ウ 利用定員の区分

法第19条第1項第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員については年齢ごとの区分を設けない一方、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員については満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることとしているが、これは、年度中における子どもやその保護者の状況の変化に柔軟に対応できるようにするとともに、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」等の区分との整

合性を考慮したものであること。同様に、利用定員に係る保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分についても、これを設けないこととしたこと。なお、これらについては、地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能であること。

#### エ 利用定員と認可定員との関係

- (ア) 実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る状況にある施設については、当該認可定員にかかわらず、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、当該施設の利用定員を定めること。なお、この場合において、認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はないこと。
- (イ) 実際の利用者数が認可定員を超える状況にある施設については、当該認可定員の範囲内で利用定員を設定することが原則であることから、認可権者において、認可基準を満たすように必要な指導監督を行うとともに、利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。ただし、当該施設が私立幼稚園（認定こども園を含む）である場合に、認可権者の判断により、法第27条第1項の規定による確認を受けてから5年を超えない範囲内で都道府県が認める期間に限り、実際の利用者数に応じた認可基準を満たしており、かつ、認可定員の適正化に取り組んでいる場合（認可定員の増加の認可申請中又は申請予定である場合や、新規入園者の計画的な減少等による実際の利用者数の適正化に取り組んでいる場合）であって認可権者が適当と認めるときは、例外的に認可定員を超えて利用定員を設定することを可能とすること。この取扱いは、市町村子ども・子育て支援事業計画に係る協議の際に、都道府県の私立幼稚園担当部局において当該変更内容を確認すること。

#### オ 利用定員を超える受入れ

- (ア) 運営基準第22条ただし書の「やむを得ない事情がある場合」に該当するかどうかについては、市町村の判断に委ねられるが、同条ただし書に規定される例示に限られず、当該施設を利用する子どもの保護者の就労状況の変化等により、2号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当しなくなったこと又は1号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当するようになったことから、当該施設において法第19条第1項第1号及び第2号の区分ごとの利用定員を超えた受入れを行う必要が生じた場合や、保護者と直接契約を締結する認定こども園、幼稚園等において、入園を辞退する者が想定よりも少ない等の理由により実際の利用者数が利用定員を超えることとなる場合が含まれること。また、同条ただし書の「年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応」には、特定教育・保育施設において、年度当初から利用定員を超える受入れが必要となる場合が含まれること。
- (イ) 特定教育・保育施設は、運営基準第22条ただし書に掲げる場合には、その利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行うことができるが、その場合であっても、実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、法第32条の規定による確認の変更を行う必要があること。

(ウ) 連続する過去一定年度間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあつては2年間、保育所及び認定こども園（2・3号認定）にあつては5年間）常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上の場合であつて、（イ）の見直しが行われなるときは、法に基づく給付費を減算する等の措置を講ずること。

(エ) 実際の利用者数が利用定員又は認可定員を超えることとなる場合の法に基づく給付費の減算の取扱い等については、別途通知すること。

#### カ 利用定員に係る情報提供

特定教育・保育施設は、年齢別の利用定員について、その利用者に対し情報提供するよう努めること。

### (2) 合議制の機関等からの意見聴取（法第31条第2項）

法第31条第2項の規定による合議制の機関等からの意見聴取は、個々の施設の利用定員について行う必要があるが、その際、当該施設ごとに個別に付議するのではなく、複数の施設をまとめて付議するなど、各自治体の判断等により、適宜簡素化することも差し支えないこと。

### (3) 確認の効力の及ぶ範囲

特定教育・保育施設の確認については、市町村長による確認の効力が全国に及ぶものであり、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村（(3)において「他の市町村」という。）の区域に居住地を有する者が当該施設を利用しようとする場合に、当該他の市町村の長が別途改めて確認を行う必要はないこと。

### (4) 経過措置（規則附則第5条及び第6条）

ア 規則附則第5条に規定するみなし認定こども園等（イにおいて「みなし認定こども園等」という。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないこととされている（規則附則第5条）が、その際、当該施設ごとに個別に協議するのではなく、例えば全施設の一覧表を作成して協議するなど、都道府県と市町村との間の協議により、適宜簡素化することも差し支えないこと。

イ みなし認定こども園等の利用定員を定めるに当たっての法第77条第1項の合議制の機関等からの意見聴取については、法令上の義務は課せられておらず、各市町村の判断に委ねられるものであること。

ウ 市町村は、規則附則第5条の規定により、法の施行前に認定を受けた認定こども園（以下「既設認定こども園」という。）の利用定員を定めようとするときは、既設認定こども園の設置者の意向を十分に考慮するとともに、保育所又は幼稚園が新たに認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第7条及び第22条）が設けられた趣旨を踏まえ、適切にその利用定員を設定すること。

なお、既設認定こども園の「施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数（満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者に区分）」及び「施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数（満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者に区分）」の変更については、幼稚園の収容定員の変更を伴うものを除き、届出で足りることとされている。このため、当該届出と既設認定こども園の利用定員の設定との間で整合性が損なわれることのないよう、市町村は、必要に応じ、既設認定こども園の設置者との十分な意思疎通を図ること。

## 2 特定地域型保育事業者の確認

### (1) 利用定員の区分（法第43条、運営基準第37条）

特定地域型保育事業の利用定員については、特定教育・保育施設の利用定員（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員に限る。）と同様に、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることとしたこと。

### (2) 確認の効力の及ぶ範囲

特定地域型保育事業者の確認については、事業所の所在地の市町村長による確認の効力が全国に及ぶものであり、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村（(2)において「他の市町村」という。）の区域に居住地を有する者が当該施設を利用しようとする場合に、当該他の市町村の長が別途改めて確認を行う必要はないこと。

## 第4 その他

第1から第3までに掲げる教育・保育給付認定及び確認に係る留意事項以外の規則及び運営基準の取扱いに係る留意事項については、別途通知する。

(別添)

保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見  
(平成26年1月15日子ども・子育て会議)

政府は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定に関する基準案を対応方針案に基づいて策定し、実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することにより、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくものである。このような観点を踏まえ、新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することが制度の趣旨であることにかんがみ、保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- 保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るためには、保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の双方を、いわば車の両輪として、早期に実現していくことが必要であり、柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

以上

府政共生第 1 2 0 8 号  
雇児発 1 2 2 5 第 9 号  
平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日

[最終改正] 府子本第 9 0 6 号  
子発 0 9 1 0 第 3 号  
令和 2 年 9 月 1 0 日

都道府県知事  
各 指定都市長 殿  
中 核 市 長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川 光夫

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤 よし子

(印影印刷)

子ども・子育て支援新制度における  
事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて（通知）

事業所内保育事業については、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に市町村認可事業として位置付けられ、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第 1 項に規定する確認を受けた事業所内保育事業については、地域型保育給付の対象とされたところである。

事業所内保育事業の運用については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成 26 年雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」などにおいてお示ししているところである

が、それらに加え、事業所内保育事業の利用定員のうち法第6条の3第12項第1号イに規定する「事業主がその雇用する労働者」又は「事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者」、同号ロに規定する「事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者」又は「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者」及び同号ハに規定する「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）」又は「共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員」（以下「従業員等」という。）の監護する乳児又は幼児が利用する定員枠（以下「従業員枠」という。）については、当該事業所の従業員等に対する福利厚生等の側面があり、当該事業所内保育事業所所在地以外の複数の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から常態的に保育利用されることが考えられるなど、他の保育利用と異なる取扱いが想定されるため、その運用上の取扱いを下記のとおり示すこととしたので、貴管内の関係者に対して、これを周知し、その運用に遺漏なきよう御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

### 1. 通常の保育利用と事業所内保育事業所の従業員枠に係る保育利用について

子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業については、他の家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）と同様、原則的には、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定による認定であって同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものを受けた子ども（以下「3号認定子ども」という。）の利用を対象としている。

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（事業所内保育事業所の従業員枠に係る利用を除く。）（以下「保育所等」という。）の保育を利用するに当たっては、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定に基づく認定であって同法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るもの又は同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るもの（以下「保育認定」という。）を受けた上で、市町村が法第24条第3項及び附則第73条第1項に規定する利用調整を行い、実際の保育利用を行うこととなる。

他方、従業員枠を利用希望する当該事業所の従業員等については、事業者が従業員等のための福利厚生等の観点などから設置する性質上、他の保育所等と同様の利用調整は行わず、当該従業員枠の利用を希望する保育認定を受けた従

業員等につき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第39条第2項及び第3項を踏まえ、当該事業所内保育事業所が利用者を選定することとしている。

## 2. 保育認定に係る申請について

### (1) 基本的な考え方

1のとおり、事業所内保育事業所の従業員枠を利用する者についても、他の保育認定を受けた子どもが保育所等を利用する際の手続と同様に、居住する市町村に対して保育認定に係る申請を行い、市町村から保育認定を受け、その上で当該事業所内保育事業所の利用の申込みを行うことが必要となる。なお、他の保育利用と同様、市町村が保育認定に係る申請と事業所内保育事業所の利用の申込み（以下「保育認定に係る申請等」という。）を同時に取り扱うことは差し支えないものとする。

その上で、事業所内保育事業所の従業員枠を利用しようとする従業員等については、

- ① 事業所内保育事業所の従業員枠に係る利用は、他の保育所等と同様の利用調整を行わないこと
- ② 従業員の利用に当たっては、募集手続が各事業所等において行われていることが想定されること

といったことに鑑み、保育認定に係る申請等に当たっては、事業所内保育事業者を通じて、それぞれの従業員等の居住地市町村に提出する仕組みを基本とする。

### (2) 具体的な事務の流れについて

事業所内保育事業所の従業員枠と保育所等に係る保育利用を併願する場合については、(i) 事業所内保育事業所の従業員枠を利用するための保育認定及び利用申請が、保育所等の利用に係るものと比較して先行する場合、(ii) 事業所内保育事業所の従業員枠を利用するための保育認定及び利用申請が、保育所等に係るものと同じタイミングとなる場合、(iii) 事業所内保育事業の従業員枠を利用するための保育認定及び利用申請が、保育所等に係るものよりも後になる場合、の3通りが考えられる。

このうち、(i)(ii)の場合については、保育認定の手続が重複する可能性があるほか、保護者が事業所内保育事業及び保育所等の利用を併願した結果、他の保育所等の利用が可能となるため、当該事業所内保育事業の安定的な運営に影響が生じかねないことから、以下のように保育認定及び利用申請を行うこととする。

- ① 事業所内保育事業所の利用を希望する従業員等である保護者は、当該企業

- における事業所内保育事業の利用募集に申し込み、当該企業から内定を得る。
- ② 保護者は、当該事業所内保育事業所に対し、各市町村において提出を求める保育認定に係る事由に該当する旨を証明する書類（就労証明書等）及び利用者負担区分の算定に当たって必要な書類（源泉徴収票等）等子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第2条第1項及び第2項を踏まえ、市町村が必要とする書類を添付した上で、教育・保育給付認定申請書を提出することとする。なお、当該申請書等については、事業所内保育事業所は、今後の必要な手続を保護者に説明することとした上で、保護者がその居住する市町村（以下「居住地市町村」という。）への申請に必要な書類を用意することを基本とする。
  - ③ 事業所内保育事業所は、②において提出を受けた申請書を、保護者の居住地市町村に対して送付することとする。
  - ④ その上で、各市町村は、教育・保育給付認定申請書を基に、教育・保育給付認定要件に該当するか審査し、認定を行う。その際、利用者負担区分についても決定するものとする。
  - ⑤ 市町村は、事業所内保育事業所を経由して、支給認定証を保護者に支給することも可能とする。
  - ⑥ 各市町村の支給認定証の交付を受けた保護者と事業所内保育事業所の間で利用契約を締結し、当該事業所内保育事業所の利用を開始する。

なお、(iii)のように既に保育認定を受け、保育所等に係る利用の申込みを行ったにもかかわらず、保育所等の利用が決まらなかったため、事業所内保育事業所の従業員枠の利用を希望する場合は、当該事業所内保育事業所の内定を得た上で、保護者は各市町村に対し、当該事業所内保育事業の利用を希望する旨について利用申請の変更を行うことを基本とする。

なお、当該利用申請の変更については、事業所内保育事業所を通じて行うことも可能な取扱いとする。

### (3) 従業員枠の利用のみを希望する場合の取扱いについて

事業所内保育事業所の従業員枠のみを希望する場合については、(2)の取扱いを基本とする。

なお、4月から従業員枠の利用のみを希望し、各市町村における保育認定の事務が事業所内保育事業所の従業員枠の募集よりも早いときは、例えば、①保育認定を行う時期を他の保育所等と異なる時期であっても可能とする取扱いや、②保護者は市町村に対し保育認定のみを先行して申請し、従業員枠の募集が開始された後、内定を得た上で、市町村に対し当該事業所内保育事業所の利用希望を追加登録する方法など、が考えられるが、各地方自治体において利用者が不利益を被ることのないよう適切に対応すること。

(4) 従業員枠への応募と通常の保育の利用を併願する際の利用調整の取扱い等について

従業員枠については、(2)(i)(ii)の場合、事業所からまとめて保育認定に係る申請を行うことを想定しているため、当該保護者が、他の保育所等の利用も併せて希望(併願)している場合、市町村の認定事務が二重になりかねないほか、当該事業所内保育事業所が、他の保育所等との併願により事業の安定的な運営に影響が生じかねないことから、以下のように取扱うこととする。

(i) 利用調整の考え方について

従業員等が事業所内保育事業所の従業員枠の保育利用と通常の保育利用を併願している場合、本来は、居住地における他の保育利用を希望していることも想定されることから、市町村は、事業所内保育事業所の内定を有している場合であっても、事業所内保育事業所の従業員枠を利用しない者と区分することなく利用調整を行うこと。

(ii) 申請手続について

各保護者の教育・保育給付認定を行うに当たり、市町村による教育・保育給付認定の重複を避けるために、事業所内保育事業所は、従業員枠の利用を希望する(2)(i)(ii)の場合、事業所内保育事業所は、事業所内保育事業所の従業員枠に係る保育利用と通常の保育利用を併願した保護者に対し、当該通常の保育利用に係る保育認定に係る申請及び当該利用申請を行う際に、利用調整の希望先に当該事業所内保育事業所を含めた形で提出することを求めること。

(iii) 利用調整の方法について

提出されたものを基に、各居住地市町村は、従業員枠の利用を希望しない他の保護者とともに、希望順位・必要度を踏まえながら、利用調整を行うこととする。

① 事業所内保育事業所の希望順位の方が高い場合

教育・保育給付認定申請書を市町村が受領した後、当該保護者が事業所内保育事業所の従業員枠の内定を得た際には、その旨の届出を求めた上で、市町村は当該保護者を利用調整の対象から外すことも可能とする。

また、市町村の利用調整の結果、事業所内保育事業所よりも下位の希望順位である保育所等へのあっせんが決定される場合、改めて保護者にいずれの施設・事業を利用するのかその意向を確認し、あっせんされた希望順位が低い保育所等の利用を希望する場合については、保護者は事業所内保育所側に対し、速やかに内定辞退に伴う説明を行うものとする。

② 事業所内保育事業所の希望順位の方が低い場合

市町村の利用調整の結果、希望する保育所等の利用が決まった従業員等については、保護者は、通常の保育所等と当該事業所内保育事業所のいずれを利用するか選択した上で、通常の保育所等を選択する場合については、当該事業所内保育事業所側に対し、保護者が速やかに内定辞退に伴う説明を行うものとする。

(5) 従業員枠への応募が利用定員を超える場合の取扱いについて

事業所内保育事業所の従業員枠を利用する保護者については、(2)(i)(ii)の場合、事業所からまとめて保育認定に係る申請を行うことを想定している。その場合、事業所内保育事業所の利用定員のうち、法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児が利用する定員枠（以下「地域枠」という。以下同じ。）の保育利用に係る市町村の利用調整より先行して利用者が決まることも考えられる。

事業所内保育所の地域枠については、他の保育所等と同様に、市町村が利用調整の上、利用者が決定されるため、従業員枠の定員超過分を地域枠の利用定員を活用して受け入れることとすると、まだ市町村による利用調整を終えていないにも関わらず、地域枠が利用できないことになりかねず、適当ではないため、従業員枠の利用定員数を超える応募があった場合、まずは、地域枠の定員を確保した上で、以下の①②のいずれかの取扱いを行うものとする。

① 従業員枠の利用定員弾力化による対応

従業員枠の利用定員弾力化による対応については、当該利用定員と超過して受け入れる子どもの数を合計してもなお認可基準を満たした上で、従業員枠の利用定員を弾力化することで超過分を受け入れることとする。

その後、市町村による地域枠に対する利用調整の結果、地域枠の定員に空きがあれば、当該事業所内に係る超過分について、地域枠を活用した弾力的な受入を可能とする。

② 施設における選考による対応

従業員枠の利用定員を超えた募集がある場合、従業員に対して事前に選考方法を周知した上で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第39条第2項及び第3項を踏まえて、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、従業員等に対して事前に選考方法を周知した上で、選考を行うものとする。

なお、選考に漏れた場合、当該保護者である従業員等に対して速やかにその旨を通知し、通常の保育利用の申込みに移行できるよう配慮するよう取扱うこと。

### 3. 事業所内保育事業に係る確認について

従業員枠の利用については、市町村域を超えた広域利用も想定されるが、各市町村が給付するに当たって、施設全体の定員規模に応じた単価に基づき給付を支払うことが必要であることから、事業所内保育事業の施設全体の利用定員数を把握しておく必要がある。

このため、事業所は当該事業所内保育事業所が所在する市町村に対して、確認申請を行い、当該市町村は、当該事業所内保育事業の施設全体の定員設定を行うこととする。